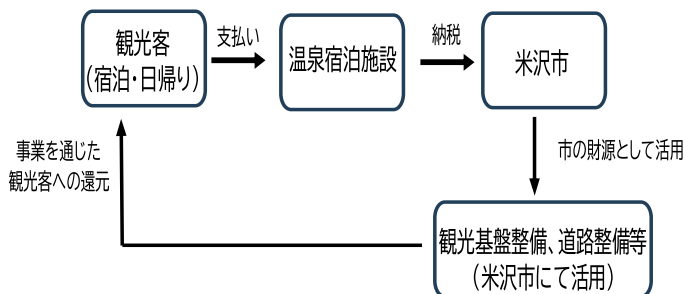


入湯税使途の見直しについて

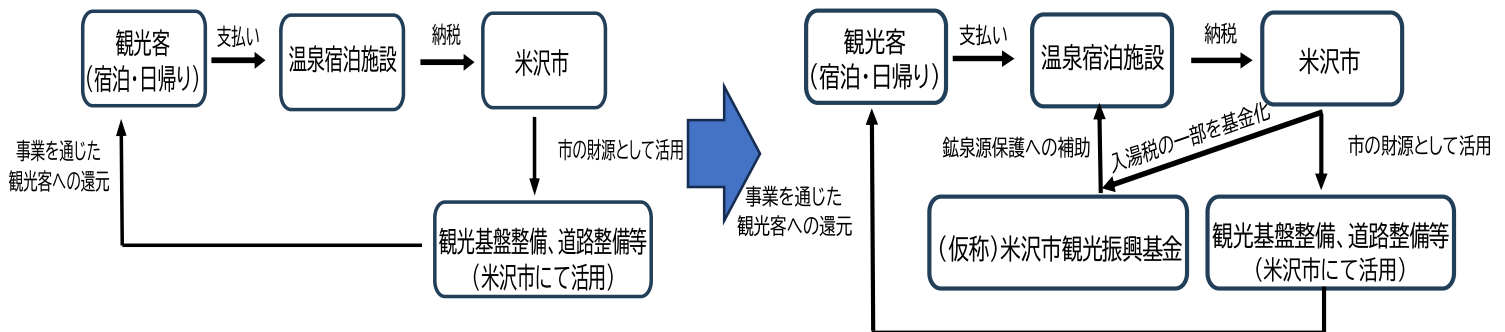
1.入湯税の見直し制度案（一部基金化）

現状入湯税の税収額の全額を市の事業に充てているところ、税収額の一部を基金化し、鉱泉源保護事業の財源として、鉱泉源所有者等への補助金として活用する。

【現行】



【入湯税の一部基金化（案）】



（参考）鉱泉源保護事業 費用負担イメージ

事業者負担（自己負担） 〇％	市補助金 〇％
-------------------	------------

鉱泉源の保護に係る事業の経費のうち、一定程度を事業者が負担し、残りの費用を市が補助金にて支援。当該補助金は「（仮称）米沢市観光振興基金」より捻出。

2.入湯税特別徴収義務者との意見交換概要

○日時 令和8年6月10日（水）13:30～

○意見交換概要

入湯税の一部基金化の制度案について、入湯税の特別徴収義務者（温泉宿泊施設事業者）と意見交換を実施。意見交換における主な御意見については以下の通り。

- ・入湯税は法定目的税にもかかわらず、その税収がどのように使われているということが明確に示されていない。宿泊事業者や観光客に対して、税収が何にどのように使われているのか説明すべき。
- ・例えば小野川温泉の配管を全て直すには2億円程度費用がかかるので、入湯税の税収の一部を基金化するだけでは予算が足りないと思う。新規の観光財源を検討するのであれば、その税収についても基金に充当すべき。
- ・入湯税を基金化することには賛成だが、入湯税の税収全てを基金に入れることを要望する。
- ・鉱泉源の保護は配管の更新だけの問題ではなく、温泉の水位の維持や、使い続けるための機械の整備など多くのことをする必要がある。